

# 扶養の取消漏れにご注意ください

本年7月に実施した被扶養者資格継続調査の結果、就職による取消手続き漏れ等により遡って取消となる場合が多く見受けられました。取消の手続きが行われなまま被扶養者が医療機関等を受診した場合は、当組合が負担した医療費等を返還することになりますので、調査に関わらず、**被扶養者の就職や収入の増加等により取消事由が生じた場合は、速やかに取消の手続きをお願いします。**

なお、令和6年10月1日から、短時間労働者の健康保険・厚生年金保険への加入が義務付けられる適用事業所の規模要件が100人超から50人超に引き下げられました。従業員数が50人超の企業で働くパート及びアルバイトの方で、新たに健康保険・厚生年金保険の適用となる方は取消をお願いします。

## 収入基準額

区 分		基 準 額		
公的年金を受給している方	60歳以上の方	年額 <b>180</b> 万円未満	月額 <b>150,000</b> 円未満	日額 <b>5,000</b> 円未満
	障害年金を受給している方			
	60歳未満の方 (遺族年金受給者等)	年額 <b>130</b> 万円未満	月額 <b>108,334</b> 円未満	日額 <b>3,612</b> 円未満
公的年金を受給していない方				

- ・アルバイトやパート等の給与収入は、**年額だけではなく月額でも判断します。**
- ・雇用保険、傷病手当金等は、日額により判断します。

## 取消になる要件(例)

区 分	要件を欠くに至った日(取消日)
就職したとき	<b>就職した日</b> 新たに就職し、パートや試用期間等で社会保険の適用がない場合でも、収入基準額以上の収入が恒常的に見込まれる場合は就職した日から取消となります。
<ul style="list-style-type: none"><li>● 給与収入が3か月連続して収入基準額以上となった場合</li><li>● 給与収入が4か月のうち、3か月が収入基準額以上で、その4か月を平均した額が収入基準額以上となった場合<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>給与収入は諸経費控除前の額</b>をいい、通勤手当等も含まれます。</li><li>・ <b>賞与等は支給対象月に振り分けて</b>その月の給与と合算します。</li></ul></li></ul>	<b>最初に超過した月の初日</b> (月途中から就職した場合は、就職した日) 年間収入が収入基準額以上であっても、人手不足などによる一時的な収入変動が理由にある場合は、事業主から証明を受けた「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を提出することで引続き認定が可能です。
<ul style="list-style-type: none"><li>● 年金受給開始または年金改定により収入基準額以上となった場合<ul style="list-style-type: none"><li>・ 遺族年金等は、所得税法上では非課税ですが、<b>扶養認定においては恒常的な収入</b>とみなします。</li></ul></li></ul>	<b>裁定通知書または改定通知書の通知日</b>
雇用保険等の給付日額が収入基準額以上となった場合	<b>受給開始日</b>
事業収入が収入基準額以上となった場合	<b>収入基準額を超えた月の初日</b> (事業開始年の場合は、事業開始日)



被扶養者資格継続調査においては、過去の期間における書類\*の提出が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。  
\*給与明細書、源泉徴収票、退職したことがわかるもの、年金裁定・改定・支給通知書、確定申告書、収支内訳書、送金の確認ができる書類など